

キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名 キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (3) 履行場所 桑名市ほか
- (4) 目的 桑名市では、原油価格・物価の高騰、進む円安及び新型コロナウイルス感染者の急増など急激な経済環境変化に対応するため、地域経済を支援し、市民生活を守ることを目的に、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施する。

2 業務内容

対象店舗において対象の電子決済サービス等にて支払いを行ったユーザーに対して一定のポイントの付与やその他不随する以下の業務を実施する。

(1) キャッシュレス決済ポイント還元業務

桑名市内の対象店舗（以下、「対象店舗」という）において、対象となるキャッシュレス決済を行った利用者に対し、受託者は、対象キャッシュレス決済事業者を通じ、その利用者に対して、決済額の一定割合のポイントを付与する（以下、「キャンペーン」という）。キャンペーン概要は以下に示すとおりとする。

- ・キャンペーン期間：令和4年12月1日（木）から令和4年12月28日（水）まで
- ・対象店舗：受託者が対象店舗リストを作成したのち、受託者と委託者による協議の上決定する。
- ・付与ポイント（1決済事業者あたり）：決済金額の25%相当（2,000円/回、10,000円/期間）

また、付与ポイントの条件、付与時期については、受託者と委託者による協議の上決定するものとする。

なお、できるだけ多くの市民及び事業者が利用できるよう考慮し、本事業においてポイント付与に活用する電子決済サービスを実施する事業者（以下「対象キャッシュレス決済事業者」という。）を複数者（4社以上）選定することとする。

(2) 事務局の設置

受託者は契約締結後、業務全般の総括や市（以下、「委託者」という。）との連絡調整窓口を担う事務局を設置すること。

(3) 業務委託料の管理等

- ・キャンペーン開始から対象店舗における毎日の決済額及び付与額の速報値を翌々日までに委託者に報告すること。
- ・対象店舗における日次の執行状況の管理を行い、ポイント付与額とその他費用の合計額が業務委託料に達する見込みとなる場合は、事前に委託者に報告し、業務委託料を超過することのないよう速やかにキャンペーン終了の協議を行うこと。

- ・キャンペーンを早期終了する場合、対象店舗及びユーザーに対し、一週間以内に告知する体制を整えること。

(4) 対象店舗の選定

- ・以下 (ア) ~ (ウ) の条件をすべて満たす店舗を対象店舗として選定し、対象店舗リストの作成を行う。リスト作成にあたっては、閲覧しやすいように工夫すること。
 - (ア) 桑名市内の店舗であること。
 - (イ) 対象の電子決済サービス等での決済が可能であること。
 - (ウ) 上記 (ア) 及び (イ) を満たす店舗のうち以下の店舗については、対象店舗から除外とする。
 - ・商品券等の換金性が高い商品のみを取り扱う事業者
 - ・製剤薬局、調剤薬局
 - ・鉄道
 - ・保険適用医療機関
 - ・施術所 (鍼灸院、治療院、接骨院、整骨院)
 - ・保険、保険代理店
 - ・行政の歳入
 - ・寄付
 - ・郵貯サービス
 - ・その他、本事業の目的・趣旨から適切でない委託者及び受託者が判断する者。
- ・受託者は、選定した対象店舗について、上記 (ア) ~ (ウ) の条件を満たしているかなど、疑義が生じた場合は、当該店舗へ対象キャッシュレス決済事業者を通しての架電や店舗 HP の確認を行い、その上で確認が取れない場合は、実地調査等により確認を行うこと。
- ・委託者から求めがあった場合、最新の対象店舗リストを可能な限り速やかに開示すること。

(5) ユーザーへのポイント付与の実施

- ・ポイント付与の対象期間は、キャンペーン期間と同様とする。
- ・キャンペーン期間内に対象店舗において、対象の決済をしたユーザーに対し、対象キャッシュレス決済事業者を通じ、当該決済金額の 25%相当のポイント (1 円相当未満切捨て) を付与する。ただし、決済 1 回あたりの付与上限は、2,000 円相当とし、期間中の決済に対応する付与上限は、10,000 円相当とする。(1 決済事業者あたり)
- ・ポイント付与は期間終了日から起算して、翌々月末までを目途 (土日祝日を含む) に行う。
- ・本キャンペーンの対象及び対象外となる決済方法を明確に提示すること。
- ・本キャンペーンの対象及び対象外 (租税公課及び公共料金、手数料等、法令に触れる可能性のある商品など) となる品目を明確に提示すること。

(6) キャンペーン周知、啓発業務

- ・当該キャンペーンについて、受託者の専用 Web サイト及び、対象キャッシュレス決済事業者のアプリ内にて周知を行うこと。
- ・受託者は対象店舗であることがユーザーに分かるよう以下のものを作成し、作成でき次第速やかに各店舗に送付すること。また、対象店舗の従業員がユーザーにキャンペーンを案内できるよう支援すること。(受託者は、ポスター等の掲示物を制作・印刷した際、委託者に適宜報告する)。遅くともキャンペーン開始日の1週間前までに完了させること。

ツール	数量 (1セット)
キャンペーン案内文	1枚
ポスター A4	1枚
ステッカー B5	1枚
のぼり	1本

(ア) 消費者が、委託者及び対象キャッシュレス決済事業者が実施するキャンペーンであることがわかりやすいデザインであること。

(イ) 作成前に委託者の校正を受けること。

(ウ) 委託者が同等のPR効果があると認める場合については、変更可能とする。

- ・受託者は以下のものを作成し、委託者の指定場所に納品又は設置すること。また必要に応じて、市内の広告スペース等で周知及び啓発を行うこと。

ツール	数量	納品・設置場所
チラシ A4	3,000枚	市窓口納品
ポスター B2	4枚	
ポスター B0	2枚	
懸垂幕(9,000mm×1,000mm)	1枚	桑名駅西口ロータリー設置
横断幕(1,000mm×2,400mm)	2枚	
横断幕(1,000mm×2,500mm)	1枚	桑名駅東口ロータリー設置
横断幕(1,200mm×2,400mm)	1枚	

(ア) 横断幕については以下の仕様で作成すること。

- ・素材 ターポリン 両面貼りあわせ
- ・ハトメ 上下の辺に等間隔で5カ所、左右の辺に1カ所

(イ) 懸垂幕については、以下の仕様で作成すること。

- ・素材 ターポリン 片面
- ・ハトメ 左右の辺に等間隔で9カ所づつ
- ・括り付ける紐 18本 (60センチ以上)

(ウ) 作成前に、委託者の校正を受けること。

(7) 対象店舗及び消費者からの問い合わせ対応のコールセンター業務

- ・対象店舗、ユーザーからのキャンペーンやサービスの利用方法に関する問い合わせに対応する本キャンペーン専用のコールセンター等の体制を整え、設置すること。
- ・設置期間は、受託者と委託者による協議の上決定するものとする。
- ・業務全体を統括する統括責任者を1名置くこと。統括責任者は委託者と密に連絡が取れる体制を整えること。(平日9:30~17:30の時間内)

- ・コールセンターには3回線を確保し、常時3名以上の人員を配置すること。(コールセンター縮小時は、この限りではない。)
- ・問い合わせに対しては誠実に対応すること。
- ・設置時間は平日9:30~17:30とする。
- ・委託者と調整し、コールセンター用のマニュアル及びFAQを作成し、統一的な回答ができるようにすること。
- ・その他、必要な事項については委託者と協議して決めることとする。

(8) キャッシュレス決済動向調査

- ・キャンペーン実施期間終了後、各対象キャッシュレス決済事業者における、対象店舗数、決済状況、利用者数及び利用回数などについて、可能な限り詳細な集計分析を行い、事業の効果検証を行った上で事業実績報告書を作成すること。
- ・事業の効果検証について、事業者や利用者へのアンケート調査等の手法により報告書を作成すること。
- ・事業結果及びアンケート調査結果等をもとに、市内でのキャッシュレス決済の定着・拡大についての考察を業務完了報告書に記載すること。

<報告期限>

- ・最終結果報告書の提出期限は、令和5年3月31日までとする。
- ・キャンペーン実施期間終了後に、キャンペーンで付与したポイント相当額及び販促物制作費、印刷費、配送費等の業務委託料を算出し、請求書を発行すること。ただし、業務委託料について、1円未満は切り捨てる。

(9) 成果物の提出

受託者は委託期間の満了前までに、次に掲げる事項に留意の上、(1)から(8)までの業務に関する成果物を委託者に提出するものとする。

納入物

- ・業務完了報告書(紙媒体) 2部
- ・業務完了報告書及び提案書記載の業務を実施したことがわかる電子データを保存した電子媒体(CD-R等) 2部
- ・納入場所 桑名市役所 産業振興部 商工課

〒511-8601 三重県桑名市中央町2丁目37

3 その他特記事項

- (1) 受託者は、本事業の履行に当たって個人情報を取り扱うときは、桑名市個人情報の保護に関する条例等に基づき、その取扱いには十分注意し、漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の保護に最大限の配慮をもって行うこと。
- (2) 受託者は、本事業の実施により知り得た情報が漏洩することの無いように、情報の管理に万全の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、委託者に対しては速やかに報告すること。
- (3) 受託者は、業務の詳細について、本市担当者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (4) 本仕様と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成す

るために、よりよい手法、技法またはアイデア等があるときは、委託者に対して積極的に提案すること。

- (5) 受託者は、本事業を一括して第三者に委託（再々委託を含む。）し、又は請け負わせることはできない。ただし、本事業の一部について、予め委託者が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 受託者（再委託または再々委託により受託した者を含む。）は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (7) 事業に関する制作物等の二次利用については、協議により使用可能とする。
- (8) 新型コロナウイルス感染症により業務に変更等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (9) 本仕様に記載のない事項については、委託者と協議して決定する。